

現場代理人の適正な配置について

令和元年5月1日改正
小松市行政管理部管財総務課

◎現場代理人の常駐義務の緩和について

(1)現場代理人の配置について

小松市発注工事については、請負契約約款（第10条）により、現場代理人の配置を義務づけています。

(2)現場代理人の常駐義務の緩和について

小松市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いを当面の間決めました。

【常駐義務の緩和要件】

次の①から③の事項の全てに該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連携体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。

①契約金額が3,500万円(建築一式工事については、7,000万円)未満の工事であること

かつ

②工事現場の把握を常にできる状況であり、速やかに工事現場に戻ることが出来ること

かつ

③発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること

(3)現場代理人の兼務について

(2)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の事項の全てに該当する場合、**他の工事（発注機関を問わない。）**の現場代理人を兼務することができます。

◎兼務できる工事の件数 ⇒ **2、3件程度**

◎兼務できる工事の距離 ⇒ 現場間の移動時間が概ね30分以内であること

◎兼務できる工事の契約額

⇒ 契約額が3,500万円(建築一式工事については、7,000万円)以上の他の工事現場の主任(監理)技術者でないこと

⇒ 兼務できる工事の契約額の合計は、7,000万円未満であること

(4)現場代理人の兼務確認申請について

現在、**施工中の工事**に配置している現場代理人を別の小松市発注の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、「現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)届」に「現場代理人の兼務確認申請書」（別紙様式1）を添えて提出し、その確認を受ける必要があります。

(5)適用について

令和元年5月1日より適用します。請負契約の時点にかかわらず、現在施工中の工事についても適用されます。